## 誓約書

年 月 日

豊橋市長 特定行政庁 様

> 净化槽設置者 住 所 (浄化槽管理者)氏 名

今般、豊橋市	において合併浄化槽を設置する
にあたり、住宅の延べ面積が130㎡を超えることから、	『建築物の用途別による屎尿浄化
槽の処理対象人員算定基準 (JIS A3302)』に基づく処理	理対象人員が 7 人となりますが、
実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。	

このため、同基準のただし書の適用をお願いしているところですが、適用にあたり、将来 諸般の事情の変化等により、浄化槽を自らの責任において設置し替える必要が生じる場合が あることも十分理解した上で、下記事項及び提出書類記載事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 将来にわたって、1 日当たりの平均水道使用量が 1,000 流/戸・日を超えることはありません。
- 2 将来にわたって実居住人員が5名を超えることはありません。
- 3 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の実施は、浄化槽を設置する者の義務であり、これらを毎年、法令に定められた回数以上必ず実施することにより生活環境を保全します。
- 4 前記1項又は2項に相違する事態となった場合、又は浄化槽法に基づく法定検査の結果が「不適正」と判定された場合は、指定検査機関の通知及び行政庁の指導に従い浄化槽の交換を行うなど、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 その他、行政庁が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 6 浄化槽の所有者又は管理者を変更しようとする場合は、変更後の所有者又は管理者に、責任を持って上記事項を承継します。